

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

今日は山井厚生労働政務官に来ていただいております。

知的障害児入所施設という施設がございます。子供たちは、二十四時間三百六十五日、この施設で食事を取ったり排せつしたり睡眠を取るなどしております。そして、この施設から幼稚園や小中高校やあるいは特別支援学校などに通っております。知的障害を持つ子供たちの生活とそれから発達を保障する大事な場所であります。ある施設では、保育士、児童指導員、看護師、栄養士、調理員などの職員が連携して、子供たち一人一人の心身の状態、発達段階を把握して、個別の支援計画を立てて子供たちを支援しております。

こうした現場からは、共通して現在の最低基準では低過ぎるという声が出されております。最も多いのは職員の配置基準を増やしてほしいという声であります。現在、入所児四・三人に児童指導員、保育士が一人配置されるという基準になっておりますが、しかしその人数で二十四時間対応しなければならないわけですから、もちろん宿直もあれば交代制勤務ともなるわけで、これは大変なんですね。

資料に「A知的障害児施設の日課およびその時の職員数」という表をお配りしております。これを見ていただいたら分かりますように、ここの施設は入所定員が八十名なんです。最低基準だと十九名の指導員、保育士の配置となるんですが、下の方に書いておりますけれども、独自に加配をして正規の職員三十二名、非正規の職員十二名、総勢四十四名で子供たちに対応しております。

この時間のところを見ていただいたら分かるように、朝の七時に起床、洗面、着替え、食事の援助、それから八時五十分に登校の援助、それから九時、登校後館内の清掃、それから青年援助とあるのは、十八歳までの本来施設なんです。大人の施設になかなか行くことができずにそのまま残っている方が結構いらっしゃいます、そういう方の通院など。それから、学校から子供たちが帰ってきて、十五時半、下校対応、整理整頓、遊び、十六時十分、掃除、食事援助、入浴、二十時三十分、就寝という具合に、これシフトで職員を配置しますので、それだけ加配していても、右端に職員の数が書かれてあるように、九名、七名、六名などなどになっております。

一番忙しい朝と夕方では、子供たち約十人を一人の職員で見なければならないということになるわけで、どうしても、そうなりますと、障害の重い子供の対応に追われて比較的軽い子供への丁寧な対応ができないということになります。職員の心身の負担も大きくて、休職される方やメンタルヘルスの疾患にかかる方が増えていると聞きました。

そこで、山井政務官に伺いますけれども、こういう施設の職員配置などの最低基準を今回なくそうということになっておりますが、私はなくすんじゃなくて引上げこそ求められていると思っておりますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官（山井和則君） 山下委員、御質問ありがとうございます。

福祉は人なりといいますが、本当に多くのすばらしい職員の方々によって福祉現場は支えられておりますので、その方々も、人手が少ないと、幾ら気持ちがあっても今おっしゃったように燃え尽きてしまったり本当に十分な介護やケアというのができないと思います。

知的障害児の施設については、指定基準等に基づく職員配置基準において必要な職員数を定めておりまして、この基準については、今回の法案でも遵守すべき基準というふうになっております。従うべき基準というふうになっております。

この人員の基準については、手厚いケアが必要な重度の障害のある児童を受け入れる場合や、基準に上乘せして看護師や心理的ケアを行う職員を配置する場合など、基準を超えて手厚く職員を配置する場合には報酬上において必要な加算を設けております。重度重複障害加算や看護師配置加算や心理担当等職員配置加算なども行っておりまして、これらに係る人件費について手当てをしております。ただし、山下委員御指摘のように、本当に今の最低基準でいいのかという議論も現場からは根強いものがあります。

そのことも踏まえて、現在、障害児施設の在り方を含めた今後の障害者福祉に関して障がい者制度改革推進会議というのをスタートして議論をしております、ちょうど今の時間、私も今抜けてきたんですが、障がい者制

度改革推進会議の下に自立支援法の抜本改革をする新しい総合福祉サービス法を作るための総合福祉部会が今日の一時から初会合を開いておりまして、この中には障害児の方の保護者の方や障害児施設の代表の方にも入っていただいております。それらの当事者の方々の声を踏まえながら、障害者福祉の充実のために取り組んでまいりたいと考えております。

○山下芳生君 私もこのA施設を先日訪ねたんですけども、玄関を開けるなり、中学生ぐらいの男の子が掃除しながらおはようと元気な声を掛けてくれました。それから、太鼓サークルとかあるいは合唱の仲間もあって全国で公演をしている、三度の御飯もちゃんと食べられるということで、お風呂も入れると。生活と発達の場所になっていると感じました。

障害の程度というのは、軽度の子供から重度の子供まで非常に幅広くて、それから家庭で虐待やネグレクトを受けている子供さんも今増えているというふうに聞きました。だからこそ、一人一人に向き合って適切な支援を行うことが求められているんだけど、そのためには職員がもっと必要だし、それから施設の面でも子供が一人になりたいときになれる場所がやっぱり必要だということも聞きました。

私は、国の職員配置基準などが何十年も変わらないまま、こうした施設が社会的にも政治的にも長らく放置されてきた、そのことに胸が痛みました。今回、児童福祉法の最低基準がなくなれば、私は私たちの社会がいよいよ豊かな社会から遠ざかるんじゃないかなという危惧をしております。是非そうならないようにすべきだと思います。

それからもう一点、保育所の居室面積基準について聞きますが、これは従うべき基準にするんだということですが、東京都等に限り、待機児童解消までの一時的措置として標準とするとされております。厚生労働省としては、これはどういう基準で一時的措置が適用される自治体を決めるのか。現在、児童福祉法では、待機児童が五十人を超えた市区町村に、その解消計画、保育計画を定めるよう求めています。昨年四月一日現在で百一市区町村が対象となっておりますけれども、この百一の市区町村で居室面積基準を緩和するつもりなんでしょうか。

○大臣政務官（山井和則君） 山下委員、御質問ありがとうございます。

保育所にとって、居室面積の基準、また人員配置の基準というのは非常に重要であります。そのために、私たちがこれに関しましては従うべき基準というふうにしてありますが、今、山下委員御指摘のように、東京等においては待機児童が解消するまでの間標準にするというふうにしてあります。

この特例措置に関しては、待機児童の状況等に着目して、今後、法案成立後に省令事項として具体的に検討することとしております。現時点では、保育所を整備するための場所の確保が困難な地域を要件にしたいと考えておりまして、例えば二つの条件、待機児童が非常に多い地域で、かつ地価が非常に高い地域としてはどうかというふうに考えております。

○山下芳生君 この百一の市区町村の中には、東京都区部ですとか横浜市、川崎市、大阪市などの大都市はもちろん入っておりますけれども、それだけじゃなくて、旭川市、山形市、東大阪市、鹿児島市、宜野湾市など地方都市も入っているんですね。どこまで広がるのか、これ省令でこれから決めるというんでは私ちょっと心もとないなと思っております。

それから、居室面積基準が緩和された自治体ではいつまで一時的措置が続けられることになるのか。「政令で定める日までの間、」とありますけれども、一体どのぐらいの期間を想定しているんでしょうか。

○大臣政務官（山井和則君） 山下委員、御質問ありがとうございます。

この特例の期間についても、今後政令事項として具体的に検討することとしておりますが、現時点では潜在需要も含めた待機児童解消を図るまでの間というふうに考えております。

○山下芳生君 これ、非常に重大な今答弁ですよ、潜在需要も含めた待機児童の解消という。これは、だったら造らなくてよくなりますよ。居室面積基準を緩和すれば、これ詰め込みをひどくするだけですから、保育所造らずに。

私は、待機児童を解消するためには国と地方自治体が一緒に力を合わせて認可保育所を増設すると、これが大道だと思いますよ。ところが、基準緩和で詰め込みを認める。ニーズが減って待機児がなくなるまでそれ認めちゃったら、国と地方自治体双方に保育所増設という本来の努力をこれ放棄することを認めるようなものだ、そ

んなことをしているのかというふうに思いますね。今日はもう時間ないので、そのことを指摘だけしておきます。

次に、原口大臣に伺いたいと思います。

昨年十二月の十七日、日本経団連、日本商工会議所、経済同友会が地域主権と道州制を推進する国民会議を開催されました。御手洗富士夫経団連会長がそこで、政府の掲げる地域主権国家は経済界が提唱している国家像にほかならない、こうした国家を構築するために地方分権改革に邁進、その先の道州制の導入に道筋を付けることが大切だとあいさつをされております。

原口大臣、鳩山内閣の言う地域主権改革というのは、御手洗経団連会長や経済三団体が言っている方向と同じなんでしょうか。

○国務大臣（原口一博君） 山下委員にお答えいたします。

その前に、先ほどの施設の基準についても、私は国連障害者の権利条約の議員連盟の副会長をさせていただいていますが、リーズナブル・アコモデーション、合理的配慮、合理的配慮のない政策は差別であるということが明確にされているわけですね。

山下委員と私の障害者政策についての基本的な認識は多分一致していると思います。その上で、私たちの地域主権改革というのは何を原点にしているかということ、学びです。自らの地域が自らの地域について責任を持ってやる、学びを中心としてやる。

ですから、これまでのいわゆる小泉改革に象徴されるトリクルダウンという考え方ではなくて、自らが学ぶことによって先ほどの設置基準についても多くの人が知ります。多くの人が知れば、民主主義の機能として、より子供たちの尊厳あるいは障害を持った仲間の尊厳を保障しようということに動いていくわけです。これまで一律に様々な基準を中央省庁がつくって、画一的な基準を制定して、それを自治体を実施すると、こういうやり方と私たちの地域主権改革のやり方は真反対であるということをお理解をいただきたいと思ひますし、道州制についても、その会長のごあいさつ、私、全部を聞いているわけではございませんけれども、今までの道州制という、上から八つに分けてそれをここからここまでは同じようなピラミッドをつくりますねというビジョンとは全く違うということはこの委員会でも答弁をさせていただいているところでございます。

以上です。

○山下芳生君 障害児施設についても言及していただいたんですが、私はやはり最低基準というのは最低なので、それを超えることは自治体によって今でも認めているわけですよ。だから、それなくさなければ上げられないということではないわけで、なくすことによって下がる可能性が出てくると、これを危惧するわけですね。

それから、道州制についてはこの間この委員会でも視野に入れていたとかいろいろ大臣自身おっしゃっていましたが、もう一つ、ここに当時の小泉内閣がまとめた日本二十一世紀ビジョンという文書があります。二〇〇五年四月十九日の経済財政諮問会議で報告され、了承されたものであります。当日、竹中担当大臣は、学界、経済界そして各省庁からメンバーも参加して、約六十人が八か月間集中的に議論を行った、約四十回の会合を開いて、合宿も行って、私との直接の議論も何回か行って取りまとめたものだといってこれを発表されております。

その日本二十一世紀ビジョンでは、これを見ますと、一つの柱として地域主権を確立するという言葉が入っております。そこには、地域主権を確立する、地方分権を徹底し、地域住民が自らの判断で地域における最適な行政を選択できるようにするという文言が入っております。これはどこかで聞いたような言葉がもう既にここに出ているわけです。さらに続けて、国と地方の関係を見直し道州制を実現する、基礎自治体は人口三十万人規模の地域を前提とするとあるんですね。

原口大臣、鳩山内閣が地域主権改革と称してやろうとしていることは、この当時の小泉内閣がまとめた日本二十一世紀ビジョンの地域主権を確立することと同じじゃないんですか。

○国務大臣（原口一博君） 私、不勉強でこれ見ておりませんでしたけど、地域主権という言葉はまさにこれ小泉政権のときにも使われていたんですね。ちょっと、非常にこれまでの御議論からすると驚きでございました。

ただ、ここで言いたかったこと、いいものは私たちは取り入れていいと思います。それは責任の改革ということでございまして、確かにこれどこかで見たような文章だなと。地方分権を徹底し、地域住民自らの判断で地域における最適な行政を選択できるようにすると。ここでももう書いているわけですね。

だから、私は責任の改革といったことを明確にすることは何もおかしいことではないというふうに思いますし、道州制を実現するということについては、ここに書いてあるのとは別に、私たちは地域に、基礎自治体に権限移譲をし、その結果として、補完性の原理によって皆さんが道州制を志向するということを決定されるのであれば私たちは国として支援をしようということを考えておるわけでございまして、この後、地域主権という文言についての修正案も出るそうでございますが、是非私どもの法案に賛成をしてくださるようお願いをしたいと思います。

○山下芳生君 どこかで見たような文言と、いいものは取り入れたいというふうに今大臣自らおっしゃいました。

当時、小泉総理は、この日本二十一世紀ビジョンを報告、了承した経済財政諮問会議に小泉さん自身が出席をされてこう言っております。この二十一世紀ビジョンの目指す将来像に沿って今、小泉内閣で各論に入って改革を進めている、どうかポスト小泉を担う方々は、政策発表の際はこのビジョンをバイブルとして活用していただいて改革を加速していただきたいと、こう言っているんですよ。今、活用して改革を加速しているのが鳩山内閣だということになりはしないのかと私は思うんですね。

鳩山内閣が一丁目一番地としている地域主権改革は、財界が提唱する国家像と同じ方向であります。小泉構造改革が目指した方向とも同じだと。だから、小泉内閣の後を継いで誕生した安倍内閣にできた地方分権改革推進委員会の勧告を全面的に一気にやろうとしている。私はそれでいいのかということが問われると思います。貧困と格差を広げ、地方を切り捨てたのが小泉構造改革です。この路線ときっぱり決別することこそ、国民生活と地方の立て直しの道であるというふうに思います。

原口さん、違うんですか。

○国務大臣（原口一博君） いや、全く違います。前段についての委員の御認識は違います。

何となれば、私たちは十一年ぶりに地方交付税、地方に向かう、弱けりゃ弱いほど、今切捨てがあったというお話をされましたけれども、それを変えたいと思って予算も手を入れておるわけでございまして、もしこれをバイブルとして私たちが継いでいるんだったらこの存在そのものも私たちは知っていましたし、逆にこれは不勉強で知らなかったのをそんなに強く言うことじゃないですが、逆に当時の与党の方々も、今までの御議論を、地域主権に対するまあ憎しみとは言いませんけれども、その言葉はおまえ、民主党が勝手に使ったんじゃないかということまでおっしゃる御議論からすると、だれもこの小泉政権のここでまとめたことをバイブルとっていなかったという証左ではないでしょうか。

○山下芳生君 言葉を、看板をどう掲げようと中身は継承されているんじゃないか、それはまずいよ、大変な方向に行くよということを申し上げて、終わります。